

# 離婚届のかきかた

西宮市役所市民課戸籍

電話 0798-35-3128

(1) 氏名	夫 (よみかた) にしのみや 氏 たるう 名 西宮 太郎	妻 にしのみや 氏 はなこ 名 西宮 花子
生年月日	昭和 55 年 8 月 15 日	昭和 60 年 1 月 1 日
住所	兵庫県西宮市六湛寺町 10 番地 3 号	東京都千代田区丸の内1丁目 1 番地 1-405 号
(2) 本籍	兵庫県西宮市六湛寺町 100 番地 番	筆頭者の氏名 西宮 太郎
父母の氏名 父母との続柄	夫の父 西宮 鶴吉 続柄 母 西宮 亀	妻の父 甲山 登 続柄 母 甲山 春美
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	東京都千代田区丸の内1丁目 1 番地 番 (よみかた) 筆頭者の氏名 甲山 登
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 西宮幸子、西宮 明
(6) 同居の期間	平成 26 年 5 月 から	平成 30 年 10 月 まで
(7) (同居を始めたとき)		(別居したとき)
(8) 別居する前の住所	兵庫県西宮市六湛寺町 10 番地 3 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名	夫 西宮 太郎 (西宮) 印	妻 西宮 花子 (西宮) 印
※押印は任意		
事件簿番号		連絡先 電話 (35) 3114 (自宅) 勤務先・呼出 方

証人 (協議離婚のときだけ必要です。)		
署名	東村 留夫 (東村) 印	西村 作蔵 (西村) 印
※押印は任意 生年月日	昭和 33 年 10 月 10 日	昭和 43 年 7 月 7 日
住所	兵庫県西宮市鳴尾町3丁目 5 番地 14 号	兵庫県西宮市甲東園3丁目 2 番地 28 号
本籍	兵庫県西宮市鳴尾町3丁目 10 番地 番	兵庫県西宮市甲東園3丁目 1 番地 2 番

## ◎ 記入のしかた

(1) 氏名	氏は婚姻中の氏を記入してください。
住所	届出日現在、住民登録をしているところを記入してください。(注：この届出によって住所変更はできません。)
(2) 本籍	夫婦の婚姻中の本籍、筆頭者の氏名を記入してください。外国籍の方は国籍だけを記入してください。
父母の氏名 父母との続柄	実父母の氏名、その続柄を記入してください。養父母については、その他欄に同様に書いてください。(父母の氏は父母が離婚などの場合に、届出日現在の氏を書いてください。)
(3) 離婚の種別	該当する口に✓印をつけてください。協議離婚以外の場合は、成立、認諾、確定年月日も記入してください。
婚姻前の氏にもどる者の本籍	婚姻によって氏を改めた夫又は妻が婚姻前の氏にもどる場合は該当する口に✓印をつけ、もと(婚姻する前)の戸籍又は新しい戸籍の場所を記入してください。(今後も婚姻中の氏を称する場合には、何も記入しないで「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要がありますので、届出方法をおたずねください。)
(5) 未成年の子の氏名	協議離婚のときは夫婦の協議で、裁判離婚のときは裁判によって指定された、夫婦の一方の親権に服することになった未成年の子の氏名を記入してください。(注：離婚によって子の戸籍は変わりません。子の戸籍を変更するには、別途手続きが必要ですのでおたずねください。また、面会交流や養育費の分担などについても父母の協議で定めることとされていますので、取り決めの有無について欄外のチェック欄に記入してください。)
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事	別居する前の世帯の主たる生計者の仕事について該当する口に✓印をつけてください。
(10) 夫妻の職業	夫妻の職業は国勢調査の年(例、西暦2020年、2025年等)だけ記入してください。
届出人	署名は自筆、氏については氏名欄と同様、婚姻中の氏を記入してください。(裁判離婚のときは申立人または訴えの提起者が署名します。)
証人	協議離婚のときだけ成人者の証人が2名必要です。(親族でも可)

## ◎ 届出のとき必要なもの

- 届書 届書を西宮市に提出するときは1通で結構です。
- 戸籍謄本 夫婦の本籍が西宮市でないときは戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)を一通添付してください。(他市へ提出する場合は提出先に通数を確認してください)
- その他 ① 和解、調停、認諾離婚の場合は和解、調停、認諾調書の謄本が、審判、判決離婚の場合は審判、判決書の謄本と確定証明書が必要です。(成立、認諾、確定の日から10日以内に届出してください) ② 届書をお持ちいただく方のご本人確認をさせていただいておりますので、本人確認資料(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。 ③ 国民健康保険、国民年金に関しては、別途手続きが必要です。国民健康保険証、国民年金手帳等をお持ちの上、各担当で手続きしてください。 ④ 外国籍の方の届出については、他に必要なものや書き方の説明をしますので、市民課戸籍におたずねください。
- 届出は、各支所・サービスセンターでもできます。  
鳴尾支所 電話 0798-47-0101 甲東支所 電話 0798-51-2681  
塩瀬支所 電話 0797-61-0521 山口支所 電話 078-904-0395